

袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画書の概要 ※ページ番号（POO）は、計画書本文の該当ページを示します。

本計画は、2017（平成29）年度に国史跡に指定された山野貝塚について、山野貝塚が有する本質的価値（史跡に指定された理由）を明らかにした上で、その本質的価値を保存し、活用するための袖ヶ浦市の基本方針を定めたものです。  
 文化財の保存活用計画については、これまでも文化庁より作成が求められてきましたが、2019（平成31）年4月1日に施行された改正文化財保護法において、保存活用計画が法律上に位置付けられ、その作成がより一層推進されるようになりました。  
 山野貝塚の本質的価値は以下の4点にまとめられます。  
 その4点の本質的価値を踏まえて、それらを保存・活用するための大綱を「陸と海、そして、過去・現在・未来をつなぐ山野貝塚」としました。  
 さらに、計画を実行するにあたり「保存管理」「活用」「整備」「運営体制」の4項目について、「基本方針」、「方向性」、「実施計画」を明記しました。  
 本計画の実施期間は、2020（令和2）年度～2031（令和13）年度までの12年間とし、各6年間の前期計画と後期計画に区分して実施します。

史跡の本質的価値 (第3章 P41～48)	①縄文時代の景色を今に残す、保存状態が良好な貝塚	②東京湾東岸に現存する大型貝塚の中で最も南側に位置する貝塚	③東京湾東岸のほぼ中央部に位置するという地理的特徴を反映する貝塚	④東京湾東岸における拠点集落
--------------------------	--------------------------	-------------------------------	----------------------------------	----------------

## 大綱（第4章 P49）

# 陸と海、そして、過去・現在・未来をつなぐ山野貝塚

	保存管理（第5章 P50～56）	活用（第6章 P57～60）	整備（第7章 P61～63）	運営体制（第8章 P64～65）
<b>基本方針</b> (第4章で大綱とともに記載 P49)	過去の山野貝塚を通して、現在の私たちの生活を考え、さらに未来へつないでいくために保存を図ります。	山野貝塚の本質的価値を周知するために活用を図ります。 特に、東京湾の対岸を含めた周辺地域をつなぐ活用を図ります。	山野貝塚の良好な保存状態を維持し、本質的価値を明らかにするための整備を図ります。 周辺の文化財や施設、さらには自然と一体化した整備を図ります。	地域住民とともに持続可能な運営体制を確立します。
<b>方向性</b>	○史跡の本質的価値を確実に保存し、後世へ継承します。 ・未指定地の史跡指定と未公有地の公有地化を推進します ・現状変更の取扱基準を明確化し、史跡を確実に保存します	○山野貝塚地域の文化財を多くの市民とともに守り伝え、山野貝塚や周辺の文化財で得られた情報や空間を活用します。 ・山野貝塚とその時代を探る ・縄文時代を感じる ・史跡と人、人と人がつながる ・山野貝塚を現代に活かす	○将来にわたって保存・活用が推進される整備を目指します。 ○前期計画と後期計画に分けて段階的に整備を実施します。 ○山野貝塚のみならず、周辺文化財等と一体化した整備を行います。	○生涯学習課と郷土博物館、庁内各部署との連携を強化し、他機関との連携により、史跡保護体制の充実を図ります。 ○市民や関係機関とともに史跡の管理運営を行い、将来にわたって維持管理していく体制を整えます。
<b>前期計画</b> 2020（令和2）～2025（令和7）年度	・史跡指定地の公有地化 ・未指定地の追加指定、公有地化の推進 ・日常管理	・これまでの活用の継続 ・発掘調査等の実施と調査成果の公開 ・他市町村との連携による新たな活用の検討・実施 ・公有地化した箇所への公開 ・史跡ガイドボランティアの開始	・整備基本計画、基本設計、実施設計の策定 ・公有地化部分の整備 ・便益施設設置の検討 ・レンタサイクル設置の検討 ・アクセス道路整備についての庁内調整	・ボランティア組織の結成 ・市民協働による運営の開始
<b>後期計画</b> 2026（令和8）～2031（令和13）年度	・未指定地の追加指定、公有地化の推進 ・日常管理	・これまでの活用の継続 ・新たな活用内容の検討、実施 ・発掘調査等の実施と調査成果の公開	・史跡の追加指定及び公有地化の進捗に応じて整備 ・アクセスの改善等により東京湾の対岸を含めた、周辺施設等との一体化した整備を推進	・ボランティア組織の充実 ・市民協働による史跡の運営体制の確立